

平成 2 2 年度 第 1 回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成 2 2 年 6 月 1 8 日 (金) 午後 2 時開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 1 2 階 4 ・ 5 号会議室

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第五次札幌市環境影響評価審議会委員

村尾 直人	北海道大学大学院工学研究科	准教授	
佐藤 哲身	北海学園大学工学部建築学科	教授	
高橋 正宏	北海道大学大学院工学研究科	教授	
山本 裕子	北海学園大工学部社会環境工学科	准教授	
山舗 直子	酪農学園大学環境システム学部生命環境学科	教授	
赤松 里香	特定非営利活動法人EnVision環境保全事務所	理事長	
宮木 雅美	酪農学園大学環境システム学部地域環境学科	教授	
吉田 恵介	札幌市立大学大学院デザイン研究科	教授	
半澤 久	北海道工業大学空間創造学部建築学科	教授	
遠井 朗子	酪農学園大学環境システム学部地域環境学科	准教授	

計 10名

(2) 事務局

札幌市環境管理担当部長 湯浅 正和
札幌市環境管理担当課長 大江 節雄
札幌市環境影響評価担当係長 伊東 正則

2 傍聴人

0名

1. 開 会

事務局（大江） それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成22年度第1回札幌市環境影響評価審議会を開催させていただきたいと思ひます。

本日は、五十嵐委員、東條委員が欠席、また、西川委員が遅参されているようす。

現在、出席は10名ということで、審議会定員の過半数を超えておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

それから、ただいま、札幌市では庁舎内の冷房抑制に合わせてエコスタイル、いわゆるクール・ビズを6月から9月末まで行っているところがございます。委員の皆様も、どうぞ上着をお脱ぎになりまして、暑さをしのぎやすいスタイルで会議にご参加いただければと思っております。

また、申しおくれましたけれども、私は、本日の司会を務めさせていただきます環境管理担当課長の大江でございます。よろしくお願ひいたします。

2. 委 嘱

事務局（大江） それでは、最初に、当審議会につきましては、本年4月に2年に一度の改正を迎えまして、今回は第6次の環境影響評価審議会がスタートしたところがございます。委員の皆様には、既に委嘱状の写しを送付させていただいているところでありますけれども、本日、改めて、湯浅環境管理担当部長より委嘱状を交付させていただきたいと思ひます。

時間の都合上、代表して、村尾委員にお受け取りいただきたいと思ひます。

どうぞ、正面までお越しく下さい。

事務局（湯浅） 「委嘱状、村尾直人様。

札幌市環境影響評価審議会の委員を委嘱します。

平成22年4月1日。

札幌市長上田文雄」。

よろしくお願ひいたします。

事務局（大江） どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、そのほかの皆様委嘱状につきましては、机の上にあらかじめご用意させていただいておりますので、ご確認の上、お納め願ひます。

なお、委員の任期は2年間となっております。本市の審議会に関する規定が改定されまして、最大就任期間が3期6年までに短縮されております。今回につきましては、制度改正の移行期でありまして、4期目の継続が認められていることをご報告させていただきたいと思ひます。

3. あいさつ

事務局（大江） それでは、開会に当たりまして、湯浅よりごあいさつを申し上げます。

事務局（湯浅） 環境管理担当部長の湯浅でございます。

本来であれば、環境局長の中村がごあいさつを申し上げるべきところでございますが、本日、別件の用務により出席できなくなりましたので、私からごあいさつを申し上げたいと存じます。

皆様には、このたび、大変お忙しい中、本審議会の第6次委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。

ご存じのとおり、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントは、大規模開発事業など環境に著しい影響を与える事業につきまして、事前に調査、予測、評価を行い、環境保全の措置を講じるものでございます。

その中で、重要な役割を担います環境影響評価審議会は、札幌市環境影響評価条例の制定に伴いまして、平成12年4月から設置されているところでございます。審議会の皆様には、今後、条例や法対象事業について審議をいただくほか、環境影響評価に関する重要な事項などについても市長の諮問に応じて調査、審議していただくことになっております。

環境影響評価は、道路や建築物、公園の造成など幅広い事業を対象としており、また評価する項目も生活環境、自然環境、さらには地球環境など多岐にわたっております。

このようなことから、それぞれの分野の専門家であります皆様に本審議会にご参画いただきましたことは大変心強く、私どもといたしましては、皆様のお力をおかりして、適切な環境影響評価の運営を図ってまいりたいと考えておりますので、何とぞご協力のほどをよろしく願いいたします。

本日は、まず最初に、札幌市環境影響評価条例の概要と今後予定されております法改正の動きについてご説明をさせていただき、その後、真駒内滝野霊園拡張事業の事後調査について報告をさせていただき予定となっております。

委員の皆様には、専門的な見地から忌憚のないご意見をいただけますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

4. 議 事

事務局（大江） それでは、本日は、第6次の審議会の初の会議になります。今期につきましては、新任の委員が6名入っております。大幅な入れかえを行っておりますので、委員の皆様方から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

どうぞお座りのままで結構ですので、席順によりまして、村尾委員から順に反時計周りをお願いいたします。

村尾委員 北大の村尾でございます。

そこにありますように、専門分野は大気でございます。なぜか私だけ「等」がついてい

て、本人もこの「等」が何を指すのかよく理解していないのですが、大気できし新任になります。よろしくお願いいたします。

佐藤委員 北海学園大学の佐藤です。

私は、騒音の予測評価を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

高橋委員 北海道大学の高橋でございます。水環境を担当ということで、よろしくお願いいたします。

山本委員 北海学園大学の山本裕子です。分野は水質です。よろしくお願いいたします。

山舗委員 酪農学園大学の山舗です。動物担当です。よろしくお願いいたします。

赤松委員 NPO法人EnVision(エンヴィジョン)環境保全事務所の赤松と申します。

動物担当ということですが、私は、どちらかという哺乳類が得意です。また、ふだんの活動の中で普及啓発活動なども行っておりますので、触れ合い活動兼務となっていると理解しております。よろしくお願いいたします。

宮木委員 酪農学園大学の宮木と申します。

専門は植物で、動物兼務となっておりますが、研究テーマが最近ではエゾシカの増加に伴う自然植生の影響などの問題について調査研究をしております。よろしくお願いいたします。

吉田委員 札幌市立大学の吉田と申します。

専門は景観と書いておりますけれども、景観評価で、人間の側から環境や緑やまちの景観を評価することを専門としております。どうぞよろしくお願いいたします。

半澤委員 北海道工業大学建築学科の半澤でございます。

分野として、温室効果ガスと書いてございますが、建築を日常的に扱っておりまして、その中でも冷暖房空調システムのような建築設備です。特に、これはエネルギーを使うということで温室効果ガス排出に非常に関係があるということで今回も担当させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

遠井委員 酪農学園大学の遠井と申します。

分野は環境法ということですが、本来は国際法が専門でございます。温暖化に関しても原理原則の話などもしてきました。現在の勤務先では国内の環境法などもしておりまして、環境影響評価は今まで特に詳しくはありませんが、これから法改正などもありまして、戦略アセスが入ってくるということですので、勉強しながら皆様のお役に立てればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（大江） ありがとうございます。

続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきたいと思います。

事務局（湯浅） 改めまして、札幌市環境管理担当部長の湯浅でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（伊東） 環境管理担当課環境影響評価担当係長の伊東でございます。事務局として、今後も日程調整のメール等をさせていただくと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（大江） 改めまして、この4月に異動してまいりました環境管理担当課長の大江でございます。至らない点があるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速でございますけれども、議事に移らせていただきたいと思ひます。

議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

本日の資料は3種類となっております。

まず、資料1は、札幌市環境影響評価条例の概要及び改正法案要旨で、パワーポイントを印刷したものでございます。それから、資料2-1は、真駒内滝野霊園拡張事業の概要という1枚物です。資料2-2は、真駒内滝野霊園拡張事業事後調査平成21年度分の概要という1枚物です。それから、別冊としまして、事後調査報告書と補足資料がございすけれども、これらにつきましては、事前に各委員に郵送させていただいております。本日、もしお持ちでなければお知らせいただきたいと思ひます。

資料は大丈夫でございましょうか。

それでは、議題（1）に入っていきたいと思ひます。

議題（1）は、第6次審議会のスタートに当たりまして、審議会の会長及び副会長の選出に移らせていただきたいと存じます。

審議会規則第3条の規定によりまして、当審議会では会長及び副会長を委員の互選によってそれぞれ1名ずつ置くという決まりになってございます。

それでは、会長、副会長の選出につきまして、どなたかご意見がございましたらお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

特にございせんか。

もしなければ、僭越ではございますけれども、事務局から提案させていただきたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

事務局（大江） それでは、湯浅から提案させていただきたいと思ひます。

事務局（湯浅） 委員の皆様すべてが適任者ということで、大変難しいところではございますけれども、事務局案をご提案させていただきたいと思ひます。

会長には、本審議会の4期目を迎えられました山舗委員はいかがかと考えております。また、副会長につきましては、次期改選時期に同時に会長、副会長が任期満了となることを避けるため、今期で2期目となる委員から選出いたすことで改選後においても円滑な審議会運営が図られるものと考えております。その場合、山舗会長が自然環境系をご専門とされていることから、生活環境系からの選出と考えますと、佐藤委員が適任かと考えますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

事務局（大江） 今の提案に対しまして、異議なしという賛成の声がありましたので、会長に山舗委員、副会長に佐藤委員にご就任いただくことで決定させていただきたいと思

います。よろしくお願いいたします。

それでは、山舗委員、佐藤委員には、正面の会長、副会長席の方へお移りいただきたいと思ひます。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

事務局（大江） それでは、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ご両名より、一言、簡単で結構ですので、就任のごあいさつをお願ひしたいと思ひます。

山舗会長 改めまして、酪農学園大学の山舗でございます。

4期ということで、気がつけば私一人でございます、ご指名でありますので、務めさせていただきますと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

佐藤副会長 佐藤です。

ご迷惑をおかけしないように、2年間務めさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局（大江） よろしくお願ひいたします。

それでは、これ以後の司会進行は山舗会長にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

山舗会長 それでは、議題に移ります。

早速ですが、議題（2）の札幌市環境影響評価条例の概要及び法改正の要旨について、事務局から説明をお願ひいたします。

事務局（大江） それでは、担当係長の伊東からご説明させていただきますと思ひます。

事務局（伊東） 改めまして、環境管理担当課の伊東でございます。

それでは、議題（2）のご説明を申し上げる前に、あらかじめ委員の皆様にお送りしました本日の審議会の開催案内に記載されておりました議題を訂正させていただきますと存じます。

当初、皆様にご案内しました議題では、札幌市環境影響評価条例の改正のあり方についてとなっております。そして、条例改正につきまして、本日、審議会に諮問させていただき、ご議論を開始させていただこうと考えていたところでございます。

本市の条例改正につきましては、制定から10年が経過し、その後の情勢変化に対応すること、また、環境影響評価法の改正の動きに連動して見直しを行うことと考えておりました。しかし、一昨日、6月12日に閉会となりました通常国会で改正法案が審議されていたところでございますが、国会の会期終盤に首相交代で大幅な審議日程の変更があり、環境影響評価法の改正法案が継続審議ということで、今国会では成立が見送られたところでございます。

そのような状況でございますので、今後の国会での改正法案の審議状況等を見きわめまして、改めましてアセス条例、札幌市条例の改正につきましてはご審議をお願ひしたいと存じます。つきましては、本日の議題（2）は、当初ご案内の内容から変更いたしまして、お手元の次第に書いてある札幌市環境影響評価条例の概略及び改正法案要旨とさせていただきます。

いただきました。

本日、あらかじめ条例改正の検討に当たっての基礎的資料としまして、また今回は審議会のメンバーが大幅に入れかわりまして、新任の委員も多数いらっしゃることから、当初から事務局で用意しておりました本市の環境影響評価条例の概略について改正法案の要旨の情報提供とあわせてご説明申し上げたいと思います。

それでは、お手元には、資料としてパワーポイントの配付資料をお配りしておりますが、こちらのスクリーンでご説明したいと思います。

札幌市環境影響評価条例についてでございます。

札幌市の条例は、平成11年12月14日に制定になっておりまして、今から11年前です。折しも、この条例づくりに私が担当者でありまして、この条文づくりに携わっていたところでございます。

まず、環境影響評価条例については、条文の順番に従って説明を申し上げますけれども、まずは総則でございます。

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業についてです。こういう事業について事前の配慮や環境影響評価、事後調査の手續などを定めた条例となっております。事前の配慮、または調査、予測、評価、環境保全の措置といった環境影響評価と工事に着手した以降の事後調査についての手續を定めた条例でございます。

ですから、アセス条例は、手續法ということになりまして、いわゆる規制法にはなっておりません。公害関係の騒音規制法や大気汚染防止法などは規制的な概念もあるのですが、アセスにつきましては、何かの制約をかける、規制をかけるというよりは、手續を定めて、それを経ることによってより適正な環境への配慮、環境影響評価をしていきたいと思いますという思想のもとで条例や法がつけられているところでございます。

続きまして、対象事業です。

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業というふうに先ほど申しましたが、それはどういう事業かということでございます。対象事業は、事業の種類とそれぞれに応じた事業規模によって対象事業が定まっているところでございます。そして、対象事業には、第1種事業と第2種事業を条例では定めております。

具体的に申しますと、第1種事業は、必ず条例の手續をやらなければならない事業で、第2種事業は、それよりも規模が小さいもので、個別にアセスの手續が要るかどうか判定されます。そして、個別判定し、アセスが必要だと言われた第2種事業、これが対象事業ということでアセス条例の網にかかることとなります。

例を申し上げますと、事業種としては、道路という事業種を定めておりまして、規模としては、第1種事業区は4車線で長さが5キロメートル以上です。第2種ですと、2車線で3キロメートル以上です。第2種については個別判定をしていくこととなります。建築物で申しますと、第1種は延べ床面積が10万平米以上で高さが100メートル以上です。第2種は4万平米、40メートル以上です。土地区画整理事業、土地の面開発と言われて

いるものにつきましては、第1種は50ヘクタール以上で、第2種は面積が20ヘクタール以上ということで事業種が定められております。これらが条例の対象事業となっているところでございます。

続きまして、指針という章立てがあるのですが、環境影響評価の手続を進める上で幾つかの指針を条例で定めることとなっております。一つには、環境配慮指針でございまして、事業の計画策定、もしくは環境影響評価の手続の実施に当たり環境に配慮すべき事項の指針を定めております。もう一つは、技術指針でございまして、環境影響評価のどのような項目を調査、予測等をするのかという選び方です。また、項目ごとの調査、予測、評価の手法などを定めた指針でございまして、これにつきましては、昨年度、制定以来、10年ぶりで初の技術指針の変更ということで、本審議会でもご意見を賜りまして、ことしの3月に技術指針の改定の変更が終わったところでございます。そして、今申しましたように、これら指針の策定や変更につきましては、条例上、環境影響評価審議会の意見を聞かなければならないというふうに定まっております。

続きまして、今の環境配慮指針に出ておりましたが、事前配慮が第6条で条文化されております。事業者等は、先ほど申しました環境配慮指針に基づき事前配慮を行わなければならないとなっております。今の条文は、事前配慮を行わなければならないということでございまして、これについて事前配慮の結果等を公表するような規定は現行の札幌市条例では定まっております。あくまでも事業者がその条例の理念に基づき事前配慮を行っていただきたいというような条文となっております。

これから説明を進めるに従いまして、このフローをどんどん下におりていくようになっておりますが、今のご説明で申しますと、一番最初の配慮指針に基づく事前配慮がスタートとしてあることとなります。そして、事前配慮が終わった後に手続の一つ目が入ってきます。第2種判定という第7条でございまして、先ほど申しました第2種事業、規模の小さいものをしようとする者は市長に届け出ることとなっております。

ここで 特定地域となっております。実は、第2種事業の判定は、札幌市条例の場合は、札幌市域すべてにおいて第2種事業をやる場合は判定するというのではなくて、札幌市の中でも特定地域を定めております。その特定地域で規模の小さい第2種をやるときにはアセスが必要かどうかの判定をする仕組みとなっております。特定地域は、後ほどお示ししますが、札幌市で言うと南西部の森林等がある自然環境の豊富なエリアで、そのエリアについては規模の小さいものもアセスについて要否を考えていきますという理念でございまして。

このような届け出がありますと、市長、私どもは、判定基準に従いまして、60日以内にアセスの手続が必要か否かを判定するということとなっております。

事業者は、実際にはアセスの判定を受けることなく、直接、手続をしたいという申し出があれば、第2種事業の規模にかかわらずアセスの手続を進めることができるというふうになっております。

今現在、札幌市で案件が数件ございますが、第2種事業の判定という事例は今のところございません。いわゆる特定地域で第2種事業に相当するものをご手続としてやったものはないということになります。ただ、後ほど、本日の次の議題である真駒内滝野霊園につきましては、場所としては特定地域での事業になっております。ただ、事業規模が第2種を超えるようなものでございましたので、第2種判定を経ることなく、第1種として手続をやっている事例でございます。

こちらが特定地域を示したものでございます。手稲から定山溪に向かって、山間のところ、円山、藻岩等も含まれます。豊平で言いますと、札幌ドームがあり、農業試験場があったところのエリアを全部くくって特定地域ということによってしております。ですから、これを見ますと、市街地中心等については第2種事業の判定という概念はないこととなります。事前配慮の後には第2種判定があるということとなります。

次が、方法書についてでございます。第2種判定で必要だとなったもの、もしくは既に第1種のものについては、方法書の手続からスタートいたします。方法書につきましては、環境影響評価の項目やその項目に基づくそれぞれ調査、予測、評価の手法を事業者が記載した図書を公告・縦覧していただくこととなります。この公告・縦覧したものに対して、市民の方から市長に意見を述べていただくこととなります。ただ、市民意見につきましては、札幌市民でなければいけないという規定はございません。環境保全上の意見を有するものはすべて意見を申せますので、沖縄にお住まいの方だろうと、どこにお住まいの方だろうと、大丈夫になっております。道条例の場合は、道民というくくりになっております。道条例は道民でなければ意見を言えませんけれども、札幌市条例の場合はどなたでも意見が言えるというふうになっております。

そして、市民意見に対して事業者は、その事業者としての見解を私ども札幌市に出していただき、私どもで事業者見解を縦覧させていただくこととなります。市民意見を聞きっ放しではなくて、市民意見に対して事業者はどう考えるのかというキャッチボールの手続をここでつくっております。

このような市民のご意見、また事業者のそれに対する見解等も勘案して、札幌市長として事業者に方法書に対する環境保全上の見地からの意見を申すことになっております。条例上は、ここの方法書に対する市長意見に対しましては、市長が単独で意見形成をできることになっております。審議会の関与は条文上は明記しておりません。ただ、条例制定時の案件につきましては、方法書意見を札幌市内部で形成していたのですが、ここ最近の案件は、当時の審議会の委員のご意見を踏まえまして、方法書段階から科学的な議論が必要だろうということで、私どもから審議会に諮問という形で方法書に対してのご意見を聞かせていただき、その意見を勘案して市長意見の形成の参考にさせていただいているところでございます。いわゆる方法書というアセスの手続として最初の図書が出されたときに、公告・縦覧し、市民意見を募り、市長意見を事業者に出すことになっております。

公告の縦覧期間は、大体30日、1カ月間、市民の皆さんが見られるようになっており

まして、縦覧場所につきましては、事業者の事務所や事業が実施される区役所の窓口や札幌市本庁舎の環境局などでごらんいただける仕組みになっております。

このような方法書でアセスをする手法までがオーソライズされた上で、事業者は実際の調査、予測、評価をしていくわけですが、自然環境系等の調査がありましたら通年調査がありますので、おおむね方法書から1年ぐらいいくると準備書が出てくることとなります。

準備書が1年ぐらいいくると出てきたときに、事業者は準備書の公告・縦覧をするということで、その中身は環境影響評価の結果、調査や予測の結果をお示しいただき、それに対する保全措置を書いていただくこととなります。あわせて、括弧書きで事後調査の計画となっておりますが、アセスは、ある意味、将来の予測をした上で評価をするわけですが、将来予測をする上で、予測が将来判明すべき事柄によって若干変わる、いわゆる予測の不確実性のあるものですね。科学的にびしっと決まったような予測式ではなくて、不確実性があるものにつきましては、その不確実性の予測に基づいて措置を講ずるとなったときに、その保全措置自体の効果がどうなのかという議論があります。そういうように、予測の不確実性がある場合には事後調査、工事中であったり、でき上がった後の供用後にもう一度調査をして、その結果を踏まえて、保全措置を講じますという場合もありますので、予測の不確実性がある場合については事後調査の計画についても準備書に書きこんでいただくこととなっております。

ですから、括弧書きの意味は、事後調査が必須、義務ではないということでございます。場合によって、予測の不確実性を担保するために事後調査を位置づけているということとなっております。

そして、このような準備書につきましては、アセスの結果とそれに対する保全措置ということで、大変大切な情報が載っております。なおかつ図書も大変分厚いものになります。ですから、より市民の皆様のご理解を深めていただくという趣旨で事業者の説明会の開催を義務づけているところでございます。

そして、そのような説明会等を経まして、市民の皆様は札幌市に対してご意見を言うこととなります。また、先ほどの方法書と同じでございますが、その市民意見に対する事業者見解を私どもが受理し、双方の言い分、見解をお示しします。そして、市長意見を事業者へということになりますが、この市長意見を形成し、事業者にお出しする前には公聴会の開催やこちらの審議会の議を経るということでございます。公聴会の開催につきましては、市民からの意見があった場合には、その意見を聞く場ということで公聴会を開くこととなります。仮に市民意見がゼロ件の場合は、公聴会は開催しないでもいいということとなっております。しかしながら、市民意見がなくても、札幌市として準備書に対する意見は必ず申しますので、審議会の議を経ることは変わらないところでございます。

先ほど、指針等については審議会の意見を聞くものと書かせていただきました。今回は、議というふうに書かせていただいております。遠井委員の前で恐縮ですが、

法律的に言いますと、議を経るということは意見を聞くよりは重いというが、審議を経て、それを市としても十分勘案した上で市長意見を形成するというところでございます。

このように、準備書につきましては、審議会の議ということで、条文上、明確化されておりまして、方法書のところとは若干異なっている手続になっております。これも、環境保全上の見地ということでの審議会意見になろうかとは思いますが。

先ほど申しました方法書の手続が終わった後でございますが、事業者は、状況によって違いますが、約1年かけて環境影響評価を実施します。そして、その結果を準備書として出させていただきます。

ちなみに、準備書とは、正式に申しますと、環境影響評価準備書です。私どももそうですけれども、準備書の「準備」という言葉がなかなかなじまないということがあります。法律が準備書という言い方をしているのです。それは何かと申しますと、いわゆる最終的な図書は環境影響評価書というものですけれども、その環境影響評価書をつくるに当たっての準備の本ですということで準備書というネーミングになっております。しかし、物によっては、環境影響評価書案という表現のところもあります。ただ、法に準じて私どもは準備書と言っていますけれども、そういう意味でありまして、最終図書をつくる上での準備の図書であります。ほぼ最終図書に近いボリューム量であり、内容であるものでございます。

この準備書につきましては、公告・縦覧をし、説明会をし、そして市民意見をいただき、市民意見があった場合は公聴会を開催し、審議会の議を経た上で市長意見を事業者に提出するという流れになっております。そして、このような流れの最後に環境影響評価書、最終的な図書があります。準備書に対する市民意見や市長意見を勘案の上、事業者は必要な修正をすることになります。そして、必要な修正をした後、最終図書を公告・縦覧し、環境影響評価の手続は終了です。そして事業実施に移っていくことになります。

対象事業は、環境影響評価の手続が終了するまでは事業に着手してはならないということがありまして、ここだけ若干規制的な文言があります。あくまでもアセスの手続が終わらなければ事業着手をしてはいけないことになっております。

そして、評価書が終わりまして、公告・縦覧が終わり、事業の実施になるわけですが、この後の手続としましては、場合によっては事後調査がございます。先ほど申しましたように、環境保全措置を講じるのに、その前提となる予測に不確実性がある場合は、その不確実性を担保するために事後調査をするという位置づけでございますので、その事後調査の手続が定まっております。今申しましたことが書いております。いわゆる予測の不確実性に応じた補完調査でございます。そして、この事後調査報告につきましては、告示・縦覧させていただくということですが、事後調査報告書の提出につきましては、事業によってまちまちでございます。例えば、条例で年に1回出せという決めはありません。あくまでも、予測の不確実な項目が何なのかによって調査の頻度が変わってきますので、それは準備書や評価書に事後調査の計画という形でお約束をいただくことになっております。そ

して、事後調査の計画を工事中に1回やります、そして物ができ上がってお客さんが入り始めたときにもう一回やりますということをお約束していただいて、報告書はどの時点で提出しますということも準備書、評価書に記載していただきます。その記載された内容に応じて事後調査報告書を受理することになっております。

方法書、準備書、評価書につきましては、事業者が公告・縦覧という形をとっておりますが、事後調査報告だけは市長にしております。市長が告示をし、縦覧する形になっております。それは、事後調査は、あくまでも予測の不確実性がある中で工事を認めている、事業着手を認めているところもございますので、最後の図書、最後の手続を確実にやっていただくということで、事業者ではなくて札幌市が最後の締めは責任を持ってやらせていただきますという思想のもと、事後調査については市長のやる事務とさせていただいております。

そして、これについては、市民意見を市長にいただくことになっております。

現行法では、事後調査については市長が縦覧させていただき、市民意見をいただくということで、この市民意見に対する見解や市民意見を踏まえて札幌市が事業者に何かをリクエストするという条例のつくりにはなっておりません。当時の考え方としましては、環境影響評価は事前に行うものであって、事業着手後は、それぞれの公害法などの個別法にバトタッチするものだという考えでございました。ですから、あくまでも事後調査も環境影響評価の手続だけれども、予測が不安定なので、予測を補完するために事後で補完してくださいというつくりだったものですから、工事を着手してしまった後は、評価書の記載に準じていればアセスの法体系上は市から事業者に意見を述べられないという当時の概念がありまして、事後調査については結果を皆さんにお知らせするだけという手続で現在の条例はとどまっている状況でございます。

フローの最後になりますが、点線の矢印になっているのは、必須ではなく、必要に応じた事後調査報告書です。字が薄くなっておりますのは必須ではないという意味でございます。事後調査報告書は告示、縦覧をさせていただき、市民意見をいただきます。これで一連の手続が終了でございます。

本日、この後の議題の事後調査報告書につきましては、まさにこのところを報告させていただくということです。この報告につきましても、評価書に記載した事後調査の計画に基づいた事後調査を実施していただき、その評価書に記載していただいた提出時期の通り、受理していて、今回の審議会にご報告させていただくという仕組みになっております。

一連の手続とは別ですけれども、押さえていただきたいことで次の話になります。

都市計画特例があります。この辺は簡単に行きますけれども、アセスの手続は事業者が行うものですが、都市計画決定される事業があるわけです。例えば、市街地の中心部の再開発事業ということで、大変大きなビルができるときには都市計画に定めて、その都市計画画施設として再開発をしていくものがあります。また、道路につきましても、都市計画道

路と言いまして、都市計画上の位置づけとしての道路を敷く場合があります。そういうものにつきましては、都市計画法の中でそういう都市計画がいいのかどうかを市民の皆様にもオープンに情報提供し、今回と同じような都市計画審議会がありまして、専門家のご意見を聞いて都市計画を組み立てていくというつくりがあります。先ほど申しましたアセスの手續と大変似ている仕組みですが、そういうところで都市計画に定められる事業につきましては、アセスを実施する者は、事業者ではなくて、都市計画を定める者、都市計画を決定する者が手續を行うことという特例があります。基本的には、都市計画決定は札幌市におきましては多くのものは札幌市長が決定権者になりますので、札幌市長が都市計画決定権者としてアセスを行うことになります。道路は民間では余りつくらないですけれども、札幌市中心部で大きなビルを建てるときには、民間主導の再開発があつて、本来であれば事業者は民間である場合があります。ただし、それが都市計画を打つということになりますと、民間の高層ビルであっても大規模建築物であっても札幌市長がアセスの手續をしなければいけないということが都市計画決定特例になります。もしかしたら、今後、数年の間に、今申しましたように、民間主導だけれども、札幌市長がアセスをする案件が出てくるやにも聞いております。

もう一つは、法対象事業の手續でございます。今、札幌市条例の話をさせていただきましたが、実は、法対象事業というのがあります。冒頭に申し上げればよかったのですが、札幌市内で行われる大規模開発につきましては、市の条例にかかるか、もしくは法にかかることになっています。法にかかるか、市条例にかかるかの違いは規模でございます。法対象事業は、かなり大きな規模を対象事業にしております。面開発で言いますと100ヘクタール以上で、市条例は50ヘクタール以上としております。要は、法では大きなものを組んだもので、市条例はそれよりも小さいもので必要なものを拾うということで、市条例は法に比べて規模を小さ目に設定しております。ですから、札幌市内で行われるのは、大きく言うと、規模に応じて法と市条例のどちらかがやることになっています。さらに詳しく申しますと、法には定めていない対象事業種が市にはあります。

例えば、大規模建築物は法では定まっておきませんので、そういう法で定めていない事業種は市条例でやることになります。さらに、法に定めている事業種で札幌市でも定めている事業種があるのですが、法対象事業は、先ほど申しました規模が大きいという要件のほかにもう一つ、国の関与のある事業という縛りがあります。国が行う事業、もしくは国が許認可を与える事業、国が補助金を出す事業です。要は、事業者に対してコントロールをきかせることができるひもつきの事業は法対象事業ですが、完全に民間主導や都道府県が許認可権を持っていて、国が許認可権を持っていないような事業は国の対象事業から外れていますので、そうなりますと、100ヘクタール以上の大きな事業であっても市条例がひっかかる仕組みになっております。

しかし、そのような仕組みではなくて、法対象に純粹にはまる事業につきましては、こちらに書いておりますけれども、都道府県知事が方法書や準備書に対して意見を述べるこ

とになっております。そして、都道府県知事が意見を述べる際には関係市町村の意見を聞くこととなりますので、法対象事業であれば道知事から札幌市に意見を聞かれることになっております。そして、知事から意見を聞かれたときには、準用規定をつくっております。審議会の議と公聴会の開催は札幌市独自でやることにしております。

過去の案件で申しますと、平成12年でしょうか、新青森・札幌間の北海道新幹線の方法書、準備書の手続がございました。これは、法対象事業でございましたので、北海道知事から準備書に対する関係市町村の意見ということで札幌市に意見が求められております。その際も、審議会にお集まりいただきまして、審議会の議を経て、北海道知事に北海道新幹線の準備書に対する意見を提出しているところでございます。

今、私どもで継続している案件では、北部最終処分場という事業がございます。篠路福移地区にごみの埋め立て処分場をつくるという事業がございます。これは、法対象事業になっておりまして、都道府県知事から意見を求められているということでございます。方法書の段階まで終わりました。今後、準備書が出されたときには道知事から意見を求められますので、この法対象事業の準用手続にのっとりまして、審議会の皆様に準備書への意見の議を経させていただこうというふうになります。

最後になりますけれども、審議会の所管事項でございます。

審議会の所管事項は、まず1として、条例によりその権限とされている事項、準備書の市長意見形成時の議、それと指針策定・変更時に意見を聞くということです。もう一つは、条例には書いていないのですけれども、市長の諮問に応じて環境影響評価に関する重要事項を調査、審議するというところでございます。

ですから、準備書のお話、技術指針のお話は1でやらせていただいております。そして、きょうの本来の議題の予定でございました条例改正のあり方は、条例条文には書いておりませんので、2の重要事項を調査、審議していただくということで、諮問行為をさせていただいた上でやらせていただくことになると思います。同じく、方法書につきましても、今のところ、条例に書いておりませんので、諮問をさせていただいて、方法書の意見を聞くという運用をしております。

もう一つ申しますと、この後の事後調査報告につきましては、報告行為でございますので、議を経るとか意見を聞くということではなくて、皆さんに報告させていただくという位置づけにしておりますので、諮問等はしないで、会議の席上で報告させていただくこととなります。今申しましたものが2になります。

以上で、条例のあり方について説明させていただきました。

もう一つ、評価法の改正要旨についての情報提供でございます。

おとといに流れまして継続審議という形になりました。これにつきましては、次の臨時国会で継続審議の予定だということで、昨日、環境省の担当官から聞いているところでございます。内容的には変わらないものが出ていくだろうという話でございます。おとといまで出ておりました国会での改正法案で申しますと、一つ目には、戦略的アセスメントの

導入が条文化されておりました。今のアセスは、事業ありきで、この事業について実行可能な範囲でできるだけ影響を減らしましょうというアセスをやっていくのですが、もっと前の計画の段階からやればより柔軟的な環境保全措置がとれるだろうということで、計画段階からアセスメントを導入しましょうということでございます。

あわせて、方法書についても、方法書は公告・縦覧のみでございましたが、やはり準備書と同様に説明会を入れていきたいと思います。

それと、法ですから、国民全員が意見を言えます。札幌市のだれでも意見を言えます。そういう意味では、縦覧場所が事業実施区域だけと限られている、見に行ける人と距離的、物理的に限られている、また、時間的にも縦覧をやっている場所は官公庁や事務所ですので、昼間しかあいていないということで、夜に見たい方は見られないので、電子縦覧化、インターネット化しようという動きがございます。

それから、法は、事後調査については、定義づけをして準備書、評価書等には書かせるのですが、手続までは書いておりませんでした。私どものように、公告・縦覧をしたり、市民意見を聞くという手続がありませんでしたので、事後調査報告書の手続も入れていこうということでございます。

それから、先ほど申しました法の対象事業につきましては、都道府県知事が関係市町村に意見を聞いていくスタイルでしたけれども、政令指定都市に関しましては、既にアセス条例を持っているところがほとんどです。ですから、政令指定都市内で完結する事業、二つの都市にまたがるような広域的な事業ではなくて、一つの政令指定都市で完結するような事業であれば、知事から政令市長に直接権限を落としましょうということで、政令市長に権限が移譲されることになっております。

もう一つは、法ではないのですが、政令で規定される予定ですが、対象事業の追加ということで、風力発電施設の追加が考えられているところでございます。

法改正の要旨については、以上でございます。

これらにつきましては、また国会の動向を見ながら、私どもの市条例の改正のあり方を諮問させていただくところで、再度ご説明し、私どもの条例のあり方についてもご検討いただきたいと思いますところでございます。

以上でございます。

山舗会長 ご説明をありがとうございました。

ただいまの説明に対してご質問等がございましたらお願いいたします。

遠井委員 初めてなので基本的なことで恐縮ですが、2点お伺いします。

現行の条例で、事後報告書に関しては意見をもらうことはあるのですね。そうすると、例えば、今回のような事案の事後報告書を見て、こういうふうに直しなさいという勧告もできないということですか。勧告なり意見を事業者に対して、市民に意見あるいは審議会の意見などを踏まえて市が勧告をしたり是正措置をするということもできないのですか。

事務局（伊東） 事後調査報告書につきましても、評価書に記載している内容でござい

ます。条例の中では、評価書に記載したとおりに事業を実施しなさいという条文があります。そして、評価書に記載した事項と違って、環境に影響を与えるだろうと認められる場合は、市には立ち入り権限があり、立ち入り後に勧告、公表までできるような条文があります。評価書に約束していた中で、事後調査結果を踏まえた上で、適切な環境保全措置がなされていないということであれば、評価書の記載事項と異なるというところまで判断ができれば、立ち入り権が生じますし、勧告、公表権が生じるというふうに考えております。

遠井委員 一番最初におっしゃったように、不確実性を前提とした事後調査ということでしたので、評価書段階では予測されていなかったけれども、実際には非常に大きなダメージが出たということであれば、評価書違反ではないのだけれども、是正をした方がいいという場合でも立ち入り権も勧告権限も発生しないということですか。

事務局（伊東） 条文規定上は発生しないです。

ですから、事後調査の定義づけが一つの問題だと思います。現行条例では、予測の不確実性を担保するためのものであって、今、遠井委員がおっしゃったように、アセスをやって、実際に工事をやってみたら、本当は重大なことがあったというアセスそのものの検証、保全措置の効果に対する検証を事後調査には位置づけておりませんので、その問題が一つあるかと思います。もう一つは、例えば、検証した結果はいいけれども、やってみたら急にこんな話もあったぞ、事後調査の途中で新たなことが出てきたというときに、これは野放しにできないということがあると思います。これについては、条例上の規制はないですけれども、行政指導なり、事業者に協力を求めるという運用面はあります。ただし、法体系上、その辺がないということが現行制度の弱いところだと思っております。

遠井委員 もう一点は改正案です。

法改正を踏まえて、同じ方向で条例を今後改正する場合です。それはまた後日かもしれないのですが、具体的には札幌市の場合はどういう計画と関連づけて計画段階のアセスをされていくのかを教えていただければと思います。

事務局（伊東） これから先のご審議になるのですが、戦略的アセス、計画的アセスメントをどの時点をとらえてアセスメントをするのかは今後議論していただきたいところです。確かに、事業は環境配慮に対してすごく反映した計画になるのですが、余りにも早い段階ですと、計画熟度が緩過ぎて、熟度がなさ過ぎて、議論する材料がないだろうというところもあるかと思います。かといって、ある程度計画が確定した段階でやっても、今度は保全措置に柔軟性を持たせられないということがあるのです。

今、国でもいろいろ検討されているようですが、今回の法改正の案を見ますと、ある程度事業は決まっています。例えば、道路であれば、札幌から千歳に行く道路をつくるということが決まっている。始点と終点は決まっているが、そのルートをどうしましょうかというところを複数案で環境保全上の見地から検討しましょうという段階だととらえております。

ですから、都市計画なども都市計画道路は始点、終点は定めなければいけません。また、

道路も道路法で始点、終点を定めなければならないとなっておりますので、そこから先のルートをどうするかです。

面開発で言えば、Aという場所とBという場所でどちらにつくろうかということもありますけれども、土地の取得などを考えるとなかなか難しい場合には、Aという土地の中でレイアウトをどうしようかというところから始まるのかもしれませんが。もしくは、前段のAという土地、Bという土地の候補地をどちらにしましょうか。最終処分場は北区につくりますか、東区につくりますかというところからやるのか、東区のこのエリアでどういうレイアウトにしますか、というアセスのタイミングのところは今後ご議論をいただきたいと思っております。

山舗会長 ほかにいかがでしょうか。

この条例について、ここまで詳しく説明を聞いたのは初めてのような気がいたしました。今後は、法改正に基づいて諮問があるということで、そこに向けて押さえておきたいところだと思ってお聞きしておりました。

それから、事後調査のところでは、遠井委員から質問がありましたように、これから真駒内の関係があるので、ちょうどいいご質問をいただいて、ご回答があったかと思えます。

それでは、時間も来ておりますので、また何かありましたらこちらのご質問も受けることにいたしまして、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

山舗会長 それでは、真駒内滝野霊園事後調査報告書についてです。

事務局からよろしく願いいたします。

事務局(大江) それでは、私から事後報告書の説明をさせていただきたいと思えます。こちらの真駒内滝野霊園拡張事業の事後調査です。

この事業自体は、平成17年度までに評価書の手続をすべて終了しております。17年から事後調査を実施しまして、審議会でご報告することになっているものでございます。本日につきましては、平成21年度に行った調査の結果についての報告をさせていただくということでございます。

なお、説明員としまして、この事業の事業者である社団法人ふる里公苑の方々を同席させたいと思えますけれども、いかがでございましょうか。

山舗会長 よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

山舗会長 それでは、どうぞ。

事務局(大江) それでは、説明を続けさせていただきたいと思えます。

まず最初に、資料2-1をごらんいただきたいと思えます。

事後調査報告書を説明いたします前に、この事業そのものの概要、どういう事業なのかを簡単に頭に入れておきたいと思えます。

今回は、真駒内滝野霊園の第3期拡張事業についての環境影響評価の事後報告でござい

ます。

第1期、第2期については既に完了しているところがございます、第3期拡張事業がアセス条例の対象事業となって、平成15年に方法書の手続を開始しております。事業者につきましては、社団法人ふる里公苑で、代表者が理事長の高橋敏彦となっております。会社の所在地は、ごらの資料のとおり、札幌市中央区になっております。

事業の実施区域の位置・規模ですが、こちらの滝野霊園の場所については皆さんもご承知かと思えますけれども、真駒内御陵線沿いの滝野すずらん丘陵公園の近くの場所となっております。南区の滝野にダムがあり、一部豊平区の西岡にもかかっているところがございます。今回の拡張事業の規模については、約73.5ヘクタールという規模です。

4番目の施設の種別及び規模ですが、墓所につきましては、3万2,872基の予定で、以下、管理施設等々の区域がございます。改変部自体は73.5ヘクタールのうちの42.0ヘクタールです。残りは残地森林ということで、約31.5ヘクタールが手をつけずに残してある事業でございます。

裏面です。これまでの環境影響評価の手続ですが、平成15年3月に方法書の提出がありまして、以降、準備書、評価書の手続を経まして、平成18年から事後調査報告書の提出があり、報告させていただいているところがございます。

平成19年10月からは第3期拡張分の一部の墓所の供用を開始しておりまして、以後、平成25年度が事後調査報告書の提出の最終年度になってございます。

次に、資料2-2をごらんいただきたいと思えます。

こちらが、今回の事後調査報告書の内容のご報告になります。

まず最初に、事後調査報告書の記載に誤りがありましたので、お手数ですがけれども、訂正をお願いいたします。こちらの厚い冊子になります。

こちらの10ページをごらんください。

一番下の段になりますけれども、平成25年4月と一番左側に書いてあるところの大気交通量調査という項目です。ここの備考欄に平成21年に行う予定であったが、工事工程が見直され、2工区の切り盛り運土を平成24年に変更したとありますが、これは平成23年に訂正をお願いしたいと思えます。

もう一カ所は、景観の部分についての訂正です。一番左の欄の中ほどですがけれども、平成23年4月に報告をいただくところで景観が一つございます。備考欄に、平成20年に行う予定であったとあります。結論から言いますと、平成22年度に実施する景観の事後調査を平成23年度に実施を予定するというので、一つ下にずらしております。というのは、後で地図を見てもらいますけれども、1工区の工事の中の植栽が完了した後にこの景観の調査を行うという当初の予定でしたが、植栽の終了が1年後ろにずれましたので、それに従って景観の調査についても1年後ろということで平成23年度に実施するという変更になってございます。

本編の訂正につきましては以上でございます。

それから、資料 2 - 2 です。

こちらは、今お話ししました訂正後の情報を反映させた内容になっておりますので、これはこのままごらんいただければ結構でございます。

それでは、この報告書の内容についてご説明させていただきます。

この報告書につきましては、ことしの 4 月に提出されたものです。先ほど伊東からの説明にもありましたように、条例で定める手続にのっとりまして、5 月 12 日に告示をしまして、5 月 31 日までの 20 日間の縦覧を行いました。さらに、2 週間後の 6 月 14 日まで市民意見の募集を行っております。その結果、寄せられた市民意見はございませんでした。

次に、内容です。

今、お配りした資料 2 - 2 の表面は、事後調査の全体のスケジュールを示したものでございます。各年度ごとの調査項目、いつやるというところは丸印で示してございます。21 年度分の報告につきましては、点線で囲んであるところになりますけれども、今回は 8 項目についての報告になってございます。

この中で、追加や延期と書いてあるところがあります。追加と記載されている項目は、一番上の建築機械の稼働に伴う騒音については、本編の 5 ページをごらんください。

5 ページを開いていただきますと、事業予定地が色分けになっておりますが、オレンジ色になっている 2 工区の中で墓地の区画のレイアウトが昨年度に変更されました。この変更に伴いまして、オレンジ色の右下の方に四角く薄い線で書いてあるのですが、防災調整池の位置が変わりまして、周辺の住居に近づくことになりました。そのために、今年の事後調査報告書の記載のとおり追加調査が行われました。

それから、追加項目として、オオタカ、フタバランがあります。これにつきましては、平成 20 年度に、当審議会の意見をもらいまして追加調査を行うことになったものでございました。

また、延期も二つあります。まず、一番上の自動車の走行に伴う騒音があります。これにつきましては、2 工区の切り盛り運土が平成 23 年度に変更になったということございまして、平成 23 年度に切り盛り運土を行って、それが完了して、竣工した翌年の 24 年度に供用を開始してから自動車の走行に伴う交通量の調査を行うということです。

それから、ハイタカです。これにつきましては、23 年度に切り盛り運土という少し大き目の工事をするわけですが、ハイタカの繁殖期が始まる前に、モニタリング調査、生息状況調査を行うということです。こちらは、切り盛り運土の工事が始まる前の繁殖期が始まる前に行うということで、23 年度に延期になってございますので、そのところはご了承いただきたいと思います。

いずれにしましても、これらについては、当初計画で事後調査をする予定であった

ものを計画の中で事業の進捗状況等の変更がありまして、それに応じて追加あるいは延期した項目になってございます。

それでは、ご説明が長くなりましたけれども、具体的にどういう結果であったかをお話したいと思います。

裏面をごらんください。

こちらは、各項目についてのそれぞれの調査の目的、方法、次期、結果を一覧にまとめたものでございます。

一番右端に報告書ページが書いてありますので、適宜、お手元の報告書をごらんになっていただければと思います。それから、貴重種の確認位置を具体的に示した補足資料1、2をお配りしておりますけれども、こちらは、今回、審議会の委員の方のみに配付させていただいた非公開の資料になってございますので、取り扱いは十分ご注意願いたいと思います。

それでは、8項目について、順番にご説明させていただきたいと思います。

まずは、クマゲラのモニタリング調査です。

クマゲラに関しては、21年度の結果としまして、繁殖については確認されませんでした。しかし、16件の個体と8本の採餌木が確認されているということでございます。

なお、営巣可能な木は、平成18年まではあったのですが、それが倒れて以来、新たなものは発見されておりません。このクマゲラは、どういう保全措置を行うかですが、営巣可能環境の創出が行われてございます。

これについては、資料をめくっていただいて、44ページをごらんいただきたいと思います。クマゲラ営巣可能環境の創出の中段の(2)です。クマゲラ営巣可能環境創出の状況の部分です。これについては、事業予定地内の残地森林内において、有識者に相談の上、4本の営巣候補となる木を選定しました。その4本の木に対して、クマゲラの飛翔空間を確保するために間伐を行い、外敵が下から上ってくる対策として、下枝払いを行うことで営巣可能環境の創出を図りました。クマゲラは、現在、営巣していないのですが、残地森林の中にクマゲラが新たに営巣可能な場所の創出を図る措置を講じているところでございます。

次に、水環境でございます。

こちらの滝野霊園の排水に関しては、浄化槽を設置しまして、そこで処理しております。その放流水が山部川に流れるのですが、こちらに与える影響を把握するというところで行っているものでございます。

水質調査の結果は、何項目かやっていますが、そのうちの大腸菌群については、河川の類型に応じた環境基準のA類型を適用しておりますけれども、その基準にはおおむね適合していたということでございます。しかし、大腸菌群数が環境基準値を若干上回るということがありました。これについては、浄化槽で塩素消毒をした上で放流

しておりますので、浄化槽の影響ではなくて、周辺の自然由来によるものと推察しているということでございます。

次に、森林管理でございます。

森林管理につきましては、事業予定地とその周辺について、この場所の本来の森林の植生を再生していこうということを行っております。潜在的な自然植生を目指して管理するということで、事業者は長期管理計画書を策定しております。この計画書に基づきまして、カラマツ人工林などにおいて弱度の間伐等を実施しているということでございます。

この弱度の間伐とは、平成20年度の審議会において弱度では不十分かもしれないので、間伐の方法を工夫した方がよいのではないかとのご意見が出ていたところでございます。これにつきましては、平成23年度に長期管理計画書の見直しも行われる予定ですので、今後のモニタリング調査の結果や専門家のご意見も踏まえつつ適切な森林管理を適宜図っていくこととしてございます。

次に、交通問題でございます。

こちらは、交通混雑状況の調査を行って、今後の交通混雑緩和対策に反映していこうというものでございます。今回の21年度については、前回と同様に、お盆期間です。お墓ですので非常に混雑するわけですが、墓参車両台数の観測、渋滞状況の調査を行ったところでございます。

その結果、墓参日、時間帯に分散化傾向が見られたということでございます。一番墓参交通量の多いお盆の8月13日から15日の3日間において、昼ごろに園内において10分程度の混雑が発生していたということでございますが、霊園に至るまでの周辺のアkses道路には渋滞は発生していなかったということでございます。いろいろな対策を講じております。車の誘導や情報提供、墓参バスを運行しているということでございますので、ことしも引き続き同様の対策を行っていくということでございます。

次に、フタバランでございます。

これにつきましては、事業予定地内に生えていたものがございまして、これを平成17年10月に移植しております。これは希少種ですが、そのモニタリング調査結果でございます。フタバランにつきましては、もとの場所から313株を平成17年10月に移植しました。そのうち、昨年度については、29株、9%の生育を確認しました。そのうち、開花、結実したものは13株であったということでございます。これは、17年に移植しまして、313株のうち126株、40%が18年から21年まで4年間に一度でも生育した個体であったということになってございます。

本編の30ページの下を表をごらんいただきたいと思っております。

平成18年からの推移をあらわしたものですけれども、移植先A地点、B地点がありまして、合計で313株の移植を行っております。

生育数の経年変化で言いますと、一番右側の欄を見てください。平成18年の事後調査では、移植先AとBを合わせて76株、24%が生育したということです。19年についても同様に、76株、24%が生育しました。20年度については、55株、18%が生育しております。21年度に関しては、29株、9%と少ない数字でありましたけれども、これについては、この表を見ておわかりのとおり、これまで調査回数が年3回であったのに対して、21年については1回に変更したということがありまして、それが一つの原因ではないかというふうに推察されております。ただし、同一の調査時期で比較してみますと、移植先Bでは、前年の平成20年度の23株、13%に対して、25株、14%ということですので、ほぼ前年と同程度の生育が確認されているということでございます。生育が確認されなかった個体については、休眠中である可能性があるということでございました。

なお、このフタバランの調査につきましては、予定では今回の平成21年度の調査で終了になっているところでございます。

次に、オオタカでございます。

オオタカにつきましては、平成19年に事業地内の改変予定地において営巣と繁殖が確認されました。当初の計画では調査項目にはなかったのですが、事後調査をしていく中で営巣と繁殖が確認されたため、調査項目として追加されたものでございます。平成20年3月には、今まであった巣が落ちているのが確認され、同年7月のモニタリング調査では、同じ木で営巣と繁殖が確認されたということでございます。そして、21年度に行った調査結果では、個体は確認できたのですけれども、繁殖を示唆するような行動は確認されていなかったということでございます。

また、報告書に戻っていただきまして、46ページをごらんください。

オオタカにつきましては、今回新たに事業予定地におけるオオタカの生殖繁殖環境の保全、創出をすることを保全の目標に設定しまして、その目標の達成に向けた計画のフロー図がこちらになっております。21年度については、20年までに行っていた調査に加えて、オオタカの営巣の環境を把握するため、46ページの表のオオタカ営巣可能環境の把握の(2)になります。過去に営巣していた営巣木周辺の環境調査を行うということで、営巣していた木はどういった環境のもとにあったのかを調査しました。(3)代替の営巣木の環境調査ということで、今まで営巣していた木と同じような環境の場所の木があるかどうかという調査を行ったということでございます。その結果、その場所ではないのですが、別な残地森林内に平成19年と20年にオオタカが繁殖し、営巣していた林と同様な環境の場所に6本の木が確認されました。ですから、これはそのまま保存していくということでございます。今後もオオタカのモニタリング調査を継続していきますので、その動向を見守りつつ、今後の保全措置の検討を行っていききたいということでございます。

最後になりますけれども、建設機械の稼働に伴う騒音でございます。

こちらは、最初にご説明しましたが、2工区の計画の変更によりまして、調整池が民家に近い場所に移動することになりましたので、その工事中の騒音に対する環境保全措置の必要について新たに検討する必要が生じたということです。その結果、環境基準A類型に当てはめたときに、昼間の55デシベルという基準を超えることが予想されたという調査結果が出ました。そこで、工事場所に防音シートを設置するという保全措置を行うことになったということでございます。

長い説明になりましたけれども、一通りご説明させていただきました。

山舗会長 ご説明をありがとうございます。

滝野霊園拡張事業事後調査の概要です。多岐にわたりましたので、質問をお受けしたいのですが、最初は全体にわたって受けまして、その後、最後のページにあります事後調査概要で鳥類、水環境と分けておりますので、ここでは個々にご質問をお聞きしていこうと思っております。

まず最初に、全体的にご質問やお気づきの点などがございましたら伺いたいと思います。

宮木委員 この報告書は、市が責任を持って報告されるということですか。

事務局（大江） この報告書自体の作成は、当然、事業者がみずから調査をして作成したものでございます。その縦覧等の手続については、条例に基づいて市が行います。今回は、その内容については市から説明させていただいておりますけれども、事後調査そのものは事業者が行ったものでございます。

山舗会長 事後調査報告書が4月に出されて、縦覧も終わっているんですね。

事務局（大江） そうです。

山舗会長 あくまでも、この審議会に報告する義務にのっとってここで報告されているということですね。

事務局（大江） はい。

遠井委員 本当に一般的なことですけれども、先ほどのご説明で、事後報告のやり方については、評価書の中に入れるという話でした。そうすると、何年間、継続調査をするかという年度の問題や評価の方法、環境保全措置の方法についても評価書段階ですべて審議も経たということになりませんか。

事務局（伊東） 先ほどの関連にもなるのですが、基本的には、この案件につきましては評価書で事後調査の計画ということで出されております。ただし、今回の案件については、条例で規定しているものとは別に運用上の取り扱いというものも多々ございます。例えば、先ほどの資料2-2の表面でございますと、平成17年から24年の計画ということでマトリックス的な表が載っております。ここに黒丸がついて、追加や延期と書いていないようなものは、基本的には評価書で書かれていたものです。ただ、この案件につきましては事後調査の報告を毎年やっておりますので、毎年毎年の中で新たなものが見つかったときに、例えば鳥類のオオタカでございます

と、評価書では書いておりませんでした。ただ、事後調査報告の途中で、事後調査を実際にやっていたらオオタカが飛んでいたところを報告したことによってオプション的に、運用的に追加調査をしているというものもありますので、条例上の仕組みと運用上の仕組みがやや混在している案件になっております。

遠井委員 そうすると、追加で行う項目の環境保全措置は、その都度、事業者ご自身のご判断で決めていかれるということですか。

事務局（伊東） 結果的には、準備書、評価書での議を経てございませんので、運用上は事後調査報告書に事業者みずからの判断で報告書に記載していただき、そして、この審議会で報告をさせていただいた中で、委員の皆さん方の専門的なご意見を踏まえて、それを事業者判断の中でそしゃくして、保全措置へと持って行ってもらうということです。

冒頭に私が条例ということではがちがちの制度的なことを申し伝えましたが、そことは別の運用面で事業者の中でやっていただきます。先ほど、遠井委員から、事後調査について、何か行政側から改善措置、改善命令はできますかということで、条例上はできませんというお答えをしましたが、ここは運用の中で、事業者みずからの判断でやっていただいている仕組みでございます。ですから、この審議会におきましても、条例の位置づけとは別に、そのような専門的な見地からご意見をいただいて、それを事業者にご提言申し上げることはやぶさかではないと思っております。

半澤委員 今の関連ですが、そうすると、ここでの意見はあくまでも参考意見としてとらえていただくということですね。

事務局（伊東） 法制上は何ら担保はございません。ただし、ここで審議会の皆様にご意見をいただいておりますので、参考意見と言いつつも、それなりの重みを持ったご意見ととらえて、私ども事務局としては事業者の皆様それぞれにそれを申し伝えて、できるだけよりよい環境保全措置を講じていただきたいと思いますと思っております。ですから、参考意見よりはやや重いかと思えます。

半澤委員 ただ、最終判断は事業者がみずからされるということですね。

事務局（伊東） 結果的にはそういうことになります。

仮に、アセスの準備書、評価書の手続におきましても、市長意見を勘案して評価書に反映していただきますが、最終判断はすべてにおいて事業者判断という仕組みになっております。

山舗会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、個別に鳥類から水環境、森林管理、交通問題、そして追加事後調査について、ご丁寧な説明がございました。

上から順番に行きますが、鳥類で何かご意見なりご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

山舗会長 もしありましたら、また戻ります。

水環境はいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

山舗会長 ないようですね。

森林管理は何かございますか。

宮木委員 先ほどのご説明で、23年にまた見直しするということだったと思うのです。ここで言う弱度の間伐は具体的に何%ですか。こういう報告書にも、ただ「弱度」ではなくて、具体的な数字を入れないと、読む人はなかなかわからないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局(大江) これは、事業者から具体的にどういった内容であるか、お答えさせていただいてよろしいでしょうか。

事業者 私は、ふる里公苑の理事をしております齊藤と申します。

調査会社に委託しておりましたので、そちらから答えさせていただいてよろしいでしょうか。

事業者 調査をさせていただいておりますエヌエス環境の長谷と申します。よろしくお願いたします。

森林管理計画は、各林分ごとにどれぐらいの程度の間伐をするかということであらかじめ設定しております。それで、弱度と申しますのは、おおむね10から20%ぐらいのことを言っております。

当初立てました森林管理計画の状況とそれにのっとなって進めてきておりますが、計画自体も変更になってきております。その辺を踏まえて、23年にもう一度森林管理計画を立て直しまして、今までのやり方でいいのかどうか、弱度と言っているのももう少し間伐が必要なのではないだろうかというところを検討させていただきたいと思っております。

宮木委員 報告書にもぜひ具体的な数字で示していただいた方がいいかと思えます。

山舗会長 ありがとうございます。

それでは、次に行ってよろしいでしょうか。

交通問題はいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

山舗会長 ないようですので、追加事後調査についてです。

フタバランの件についてはいかがでしょうか。

宮木委員 フタバランのことですが、この報告書の内容を見ますと、何本生きてきたかという結果ですね。報告書では、それに基づいてどう判断するかというものがないと、これからどう保全していったらいいかわからないと思うのです。例えば、19%でしたか。19%しか残らなかったのか、19%も残ったのか、どういうふうに判断されているのでしょうか。

事業者 その点については、私から答えさせていただきます。

補足資料の1-3の図面をごらんいただけますでしょうか。

図面で言うと、一番下の南側の網かけになっている部分がフタバランの生育地でした。当初の計画では、ここを改変することになっておりましたので、改変部にある株をその下の移植先AとBに分けて313株を移植しております。その後、調査していくに当たっての結果が上の段の表になります。どうやらフタバランは毎年生育するわけではなく、休眠したり、生育したりということがあるのではないかと出てきております。その結果が次の表の補足資料1-4の一覧表です。移植する際に、まず目を切りまして、そこでどの株がどういう状態だったのかをモニタリングしております。その結果がこの一覧表になります。これを見ていただくと、18年には生育していたけれども、その後は生育していなかった株がありますし、18年には生育していなかったけれども、19年、20年には生育が確認されたものもあります。その後、21年には生育が確認されていないという株が出てきております。

その後、フタバランを保全するにはどうすればいいのかということですが、移植はしたのですが、結局、年によって生育したり、しなかったりということがございますので、事業予定を変更しまして、改変部だったところを保全することにしております。その結果、先ほどの1-3の図面にありますけれども、フタバランが生育していた網かけの部分が改変部から外れていまして、全数を保全することにしました。

ですから、せっかく移植はしたのですが、これは非改変部ということでそのまま保全することになっております。

宮木委員 非改変部で見つかったものはまだ残っているわけですね。

事業者 17年に移植したときは313株で、これを全数移植しております。17年のときに生育していなかったものが次の年やその次の年に生育していたものも出てきております。ですから、今現在、数は把握できておりませんが、ここにもフタバランの生育はあります。計画を変更することによりまして、それらすべてを保全することになりました。

宮木委員 移植先だけの成績を見ていると、よかったのか、悪かったのかをなかなか判断できないのではないかと思います。やはり対照が必要で、例えば移植したところに残っていたのなら、そこと比較するとか、ナンバー2でどういうふうに毎年変化するのか、そういう状況と比較した上で出たり、出なかったりするというのが評価できるのではないかと思います。

ですから、移植先だけの成績を見ても、これからの保護対策に余りに立つような結果にならないのではないかと思います。簡単なことだと思っておりますけれども、残った部分も同時に調査して比較していく方法をとられた方がいいのではないかと思います。

それは、こととして終わりでしょう。これではちょっと不十分な調査なので、私の意見としては、もう少し継続してやっていくべきではないかと思っております。

山舗会長 事業の変更があったことから、ちょっとあやふやなまま終わってしまいそうな感じですね。

事業者 検討させていただきますけれども、今、エヌエス環境が言ったように、移植元は、初めは墓所にする予定だったのです。質問されている委員は1回目の方ですから、昨年の経緯がよくおわかりになくてのご質問だと思うのですけれども、これは延ばしてやっているのです。しかも、改変部分を残したわけです。だから、そこで休眠しているものは保護されていくという観点に立っていますので、来ていただけるのはいいのですけれども、調査までというふうには私どもは考えておりません。

宮木委員 何のために移植先の調査をされたかということだと思うのです。

事業者 もちろん、移植したからです。どのくらい活着するのか。永年的に傾向があるかという調査をしているのです。

宮木委員 そういうデータをとるためにということですか。

事業者 その結果は、毎年毎年、発芽して開花する特性のある植物ではなくて、休眠個体もあるかもしれませんので、そういうものです。

宮木委員 フタバランについては、余り調査がないと思うのです。同じ属でヨーロッパのフタバランでは、成熟年は花が咲くまで十数年なのです。寿命が20年以上と長いラン科の植物なのです。やはり、19%というのは、植えたことが成功かどうかという点ではかなり低い値になるのではないかと思います。もし、これからの保全対策に役立てるのなら、植えたところが環境としてどうだったのか、そもそもラン科の移植は難しいのか。そういうこれからの役に立つような判断を幾つかでもしていただかないと、生存率がどうだったかというだけでは不十分ではないかと思えます。

事務局（伊東） 今、宮木委員のおっしゃったところは、まずは移植したところで約40%ということで、4割がよいか悪いかということが評価できないということで、それについては、例えばコントロール地的なものがあって、そういう手法を用いれば、コントロール地と今回の結果をもって、この移植が成功例だったのか、失敗例だったのかという評価ができますねというお話が一つだったかと思っております。

それはよろしいでしょうか。

宮木委員 移植が成功するかどうかは、ただ植えて何年生きていたかどうかというのは全く意味がないことだと思うのです。だから、ここで4割がすぐには枯れなかったということだと思うのですけれども、枯れなかったかどうかという判断ではなくて、将来、そこで繁殖できるような環境の中で生きていけるかどうかという判断をしないと意味がないわけです。途中で数年して枯れてしまったということでは、植えても全く意味がないということですから、その判断をできるような資料を、せっかく移植されたのですから、そういうことが判断できるようなデータをとっていただきたいと思えます。

事務局（伊東） おっしゃるとおりだと思います。

特に、ミティゲーションというか、代償措置としての移植は、今回の案件に限らず、移植が本当に成功するのかどうかという科学的な蓄積がない中で、とりあえず移植しようという従来型のアセスで、結果的にだめだった場合にどうするのだという担保がなかなか

されていないという制度上の欠陥といえますか、技術上のまだまだ追いつかないところがあると思っています。

ですから、今回の案件につきましては、フタバランに関する基礎データがない中で、先ほど申しましたように、予測の不確実性がかなり大きいのでモニタリングで拾っていこうというところでした。しかしながら、委員がご指摘のように、その結果を今後の保全措置技術にフィードバックするところまではないのかなと思っています。

これにつきましては、昨年度、技術指針の中でもいろいろ議論のあったところでした。事後調査について技術指針でどういうところまで踏み込むのだということです。その辺で、私も札幌市としての課題として技術指針についていろいろ考えていかなければいけない事柄なのかなというふうに事務局としては一たん押さえております。ただ、今回の案件につきましては、過去4年間なりでやっている中で、こういう調査手法でやっているという事実はあると思っています。ですから、今回、事務局としては、この4割が成功したか、成功していないのか、また成功するためにどうするのかという課題は残っていますけれども、視点が変わって恐縮ですが、過去、年に3回実施していて、出現率がこうだったという経年比較をしている中で、今回は1回だったということは適正なのかどうかということについてご意見をちょうだいしたいところでありました。調査の方法として、経年変化比較が今回は適正にできるかどうかというところはいかがかと思います。

宮木委員 先ほど申しましたように、植物の種類によって違うと思うのです。ランの場合には非常に寿命が長く、理想的には20年なり、成熟するまで、さらに次世代ができるまで見ないとその生育地が十分かどうかはなかなかわかりませんね。そこまで要求するのは非常に無理があるかもしれませんが、できるだけ長く、たった1年や2年や3年で結果が出るようなものではないと思いますので、そこは十分考えていただければと思います。

事務局（伊東） ありがとうございます。

若干の経緯の補足でございますけれども、昨年度来、そのようなこともご指摘をいただいて、当初は2年間だけの事後調査ということでフタバランを予定していたものが、さらに2年追加しました。今、宮木委員がおっしゃられたようなご意見を踏まえて4年間に延期になったところでございます。その際、昨年度、事業者側としては、新たな保全措置として、313株を移植したもののモニタリングは約束どおり今年度もやるということと別に、もともと改変しようとした場所をいじらないことにして、保全措置としてオプションを追加し、移植元をそのまま手つかずにするというので、移植後のダメージ、インパクトがややわからない分、もとの場所を保全するという新たな措置を講じられた、プラスアルファのことをやっていただいたと思っています。

赤松委員 植物は素人なので、教えていただきたいのです。

もともと何株あったうちの313株を移植されたのですか。もちろん、そのとき休眠し

ていて云々はあるでしょうけれども、ご確認された何株のうちかを教えてください。

事業者 これは17年に移植しているのですけれども、そのときは313株全数を移植しています。改変部に確認されたものは移植してございます。その年には生育していなくて、後々に生育していたものも実際にはあります。それらを保全するために計画を変更して、結局、いじらないことにしたということです。

赤松委員 そうすると、もとのところにあったものは全部とってしまって、後からも残ったものは生きてきたけれども、もとの状態に戻りつつあるかどうかは見ていらっしゃるということなのですか。

事務局（伊東） 移植元の話ですね。

赤松委員 そうです。

事業者 移植元の調査はしていません。フタバランの調査に関しましては、移植先の調査をしております。ただ、そうはいても、ほかにあるのかないのか程度は見ておりますが、移植元にも残っている個体はあるという確認はしております。

赤松委員 そうすると、もとのところにあったものを移植して、もとのところの個体数をがっつ減らしてしまって、そこもうまく行っているかどうかわからないのに、もとのところが回復しているかどうか、どうやったら回復をサポートすることになるのかどうかわかりませんが、どちらもできていないのであれば保全措置を講じたと言えるのでしょうか。

山舗会長 ちょっと複雑になってきているのですけれども、もとのところは墓地になったということですか。

事業者 残っております。

赤松委員 私が申し上げたいのは、残っている場所は改変しないことになったけれども、それはとってしまっていて……。

宮木委員 その個体群としてランが復元されていく方向にあるのかどうかという確認はデータとしてはないわけですね。

事業者 ないですね。

赤松委員 それであれば、もとのところのモニタリングをするべきではないのかと素人的には思うのですけれども、どうでしょうか。

宮木委員 その対照として、そういうところを見てほしいと思います。

事業者 ご案内しますか。

赤松委員 そういう問題ではないのです。

事業者 調査の中で十分やってきたわけです。

赤松委員 でも、今の話を聞くと、できていないですね。

事業者 説明不足なのかもしれないので、もう一度説明させていただきます。

当初、アセスの調査の中で、改変部だった部分にフタバランが確認されたということで、それが313株ありました。保全対策として全数をAとBに移植しました。それが保全対

策だったのですが、不確実性があるということで、移植後、2年間調査しましょうということで評価書の中でうたっておりまして、その後、2年間調査しました。それを審議会で報告させていただいている中で、調査をもう少し継続した方がいいのではないかとご意見をいただきまして、その後、調査を延長しました。

当初、全数を移植したつもりだったのですが、実際は移植し切れていない部分も出てきていますので、保全をするために改変部だったところを非改変部として改変するのはやめましょうということになりました。それが第2段階目の保全対策です。

現在の保全対策としては、そこを非改変部として全部残していますので、フタバランは保全されたというふうに判断しております。

赤松委員 保全されたと判断する根拠としてそれを調査されたのかというふうに聞くと、していないということだったと思うのです。

事業者 結局、どうすればいいのかということ、当初は全数を移植したつもりでやっていたので、全数を移植して、その移植先を調査していました。その中でほかのところにも出てきていて、ここでもそうですが、毎年生育しているわけではないということがわかってきました。そういう目で見ますと、少し残っているということです。

まだ残っているということ予測していないとか、思ってもいなかった結果です。それを保全するためにはどうすればいいのかということ、やはりいじらない。また移植するという方法もあるかと思うのですが、それよりはいじらないということが最善だと思います。回避するということですので、ベストだとは思いますが、ですから、事業者側の努力としまして、計画を変更して、そこを非改変部としたということです。

宮木委員 移植元でも復活しつつあるということが示されれば、それなりに努力して保全しているということが示されると思います。やはり、データとして、そんなに大変ではないと思うのです。行って調べればすぐわかることですからね。そういうデータはぜひ欲しいと思います。

山舗会長 今、質疑応答、意見交換がございました。

事業者としては移植することは必要なくなったので、事後調査は今年度の21年度で打ち切りというおつもりのようですね。今までの移植した影響がまだ残っている可能性が高いので、そのところをもう少し見ていくのがいいということが委員のご指摘かと思うのです。

これについては、事務局でお引き取りいただけますでしょうか。

事務局(湯浅) フタバランの件につきましては、いろいろなデータがない中で、植物の専門の委員の意見も聞きながら、事業者に事後調査をやってきていただいた経緯があるかと思いますが、ただ、これをずっと永年にわたって、いわゆるフタバランの移植が可能かどうかということを検証するために、開発事業者にずっとモニタリングしていただくということはいかがかという気が事務局としてはいたします。

今回、本来ですと調査自体は終了するのですが、延期という形で24年までほかの項目

で少し伸びているところがございますので、もし今の意見の中で、当初313株あったものは全部移したけれども、現実にはまたそこから生えてきている可能性があるかもしれないということで、その部分を23年なり、来年度に何回出てきたのかということ、あるいは24年ぐらいまで調査をしていただいて、それ以降、ずっと永遠に続けるというのは、どちらかといえば、いわゆる大学での調査研究の方々がやっていただくものであって、そういうデータがないから今回は、試行錯誤の一つとしてふる里公苑に多少お願いしていたという経緯もあつたのではなかったかと記憶してございますので、その辺で事業者のご意見をいただければと思います。

事業者 私どもも、フタバランが見つかって、委員の皆さんの協議によって移植しようではないかということで前回移植したわけです。しかし、この植物の特性からいって休眠しているものもあるかもしれないということでした。ただ、移植した部分はお墓になる予定だったので。去年、いろいろなことがありまして、そこが残るということで、私どももよかったなど。私どもも皆さんのご意見に配慮しながらそういうふうにしたのです。それで、ことしで終わりということで考えておりました。

確かに、移植した地点は、私どもも正確に何株生えていたのかという確認をしておりませんので、23年になるか、24年の最終年になるかはわかりませんが、23年ぐらいにもう一度調査して、皆様にご報告させていただければと思います。

ただ、私もランを3年ぐらい見ているのですけれども、余り日が差すと消えてしまう特性があるのかもしれないかもしれません。ことしの春先に二、三回の強風がありまして、あたり一面が風倒木になってしまったのです。そして、日差しがすごく差し込んでいるのです。ことしは春が遅かったものですから、市役所の方と現場を見に行ったのですけれども、まだ発芽しておりませんで、確認が非常に不十分だったので。ですから、また帰りまして見てみたいと思いますが、せっかく委員のお話ですから、こういうことに余り抵抗してもいけませんので、私どもは23年から24年にはご報告させていただきます。

宮木委員 その際に、対照区として、もとにあつたところとほかの移植していない場所があると思うので、その状況を同時に調べていただければ結構かと思ひます。

事業者 承知しました。

山舗会長 ありがとうございます。

それでは、時間も超過しているのですけれども、オオタカについて何かございますでしょうか。

赤松委員 教えていただきたいのですけれども、今年度は繁殖を行わなかったものと判断されたところがあるのですが、この評価はどのように考えていらっしゃるのですか。

事業者 評価とおっしゃいますのは……。

赤松委員 そういうものなのだから、何か理由があつたのだということですか。

事業者 オオタカは、過去7年ほど調査しておりまして、その中でアセスのときの調査もそうですけれども、オオタカは営業しておりません。事後調査をする中で、19年と2

0年の2カ年連続して営巣が確認されました。その後、調査はしているのですが、営巣は確認されておりません。ただ、オオタカ自体の飛翔は確認されておりますので、どこか周辺で営巣はしているのではないかと考えられますが、たまたまこの事業予定地の中では21年は営巣しなかったということです。

ですから、評価というと、たまたま2カ年繁殖したのではないかと考えられます。ただ、環境としては代替になりますけれども、営巣できるような環境を残すという方向で、それを保全対策としておりますので、今後するかどうかは何とも言えませんが、評価としてはたまたま事業予定地の中では2カ年連続して営巣したのではないかと考えられます。

赤松委員 ありがとうございます。

例えば工事が入ったからとか、何かディスターブがあったからということではないと考えておられるということですね。

事業者 本文の45ページになるのですが、ここに表9-2-1がございます。オオタカが営巣したのは平成19年と20年になります。その下の1工区の切り盛り運土を平成18年9月から平成19年8月まで行っておりました。平成19年はその中で繁殖しておりますので、これは工事の影響云々ということではないだろうと考えております。

赤松委員 ありがとうございます。

宮木委員 7番の営巣木の周辺環境調査のところですが、これはカラマツでしょうか。

事業者 図面で言いますと、補足資料1-6になります。

代替営巣木として候補の木を6本ほど上げておまして、この中の5本がカラマツになります。1本はドイツウヒの林です。もともとあった過年度のオオタカの営巣木はカラマツになります。

宮木委員 オオタカは、林の中をすり抜けるような鳥ですね。この1,560本は密度がちょっと高いのではないかと思います。オオタカの生息に適した林をつくるにはもっと密度を減らす必要があるのではないかと思いますのですが、その点はいかがですか。

事業者 ここでの考え方としまして、過年度にオオタカが繁殖した巣がどうだったのかというところをまず調査して把握しました。その結果がこちらの立木密度が1ヘクタール当たり1,560.5本という結果が得られました。これが一つの目標というか、オオタカに関してはそういう環境で営巣したという実績がありますので、それを一つの判断材料としております。

その周辺で環境としてはどうなのだろうかということで代表地点を2カ所選び出しまして、そこで調査したのですが、カラマツ林はほぼ同じような立木密度で、ドイツウヒの方はもう少し疎の状態になっておりました。結果が密の状態でしたら、間伐したりして環境を整えようかと当初は考えていたのですが、ほぼ同じような環境があるということですので、そのままにするということにしております。

宮木委員 ありがとうございます。

山舗会長 オオタカは継続ということですので、また近くに報告ということになるのかと思います。

最後に、建設機械の稼働に伴う騒音に移りたいと思います。

こちらはいかがでしょうか。

佐藤副会長 ちょっとだけ質問したいのですが、47ページ、48ページに予測計算が載っております。これは、透過損失にしても回折減衰にしても周波数の情報が一切入ってこないのですけれども、何か簡便に求める方法があるのですか。どういうふうに考えればいいのですか。

例えば、透過損失は、オーバーオール全体の量ですと言われれば、それでもわからないことはいずれでも、回折減衰に周波数の情報が入っていないというのはどうも理解できないのです。この文献が載せられておりますけれども、これに何か詳しく説明されているのでしょうか。

事業者 39ページに記載してございます「ASJ CN Model 2002」という出典です。そこで計算の方法が示されております。そこでは、今、手元になくて申しわけないのですけれども、代表周波数ごとの予測ではなくて、それから防音シートの透過損失も代表周波数ごとの透過損失は示されておらずに、オーバーオールといいたまいますか、全体としての透過損失で示されておまして、それに基づいて計算させていただいております。

佐藤副会長 わかりました。

それでは、私の方でも調べてみます。

山舗会長 この点については以上ということですよ。

全体にわたって何かございますでしょうか。

遠井委員 専門的なお話で皆さんの内容を十分理解できていないのですけれども、環境保全上の措置をその中でとることが幾つか出てきましたが、その考え方はどういうものなのでしょうか。去年、技術指針で議論されたときに、例えば現状維持ということを目指すとか、環境基準のクリアとか、そういう基準のないものについてはどういうことをすれば環境保全をしたことになるのかというところをお伺いしたいと思います。

事務局（伊東） 環境保全の措置としては、保全措置の効果、評価ということになると思いますが、評価の手法としては2通りになっております。

今、委員がおっしゃったように、一つは環境基準が定められているものは基準を達成しているかどうかで定量的な評価ができます。もう一方で、自然環境系のもですね。先ほどのフタバランや動物などは、定量的な評価もできるのでしょうか。どのように評価するのかというところで、現在の札幌市の技術指針もそうですし、国もそうですが、基本的には実行可能な範囲内で回避または低減されているか。そして、回避または低減ができない場合については、やむを得ず代償措置を講ずることと技術指針ではなっております。ですから、先ほど来の事後調査報告書の中の保全措置という中で、環境基準等に照らせられないものにつきましては、保全措置として事業者の実行可能な範囲でどこまで回避もし

くは低減されているかというところしか評価の視点がないところでございます。

例えば、先ほどのオオタカ代替営巣林の環境調査ということであれば、オオタカが営巣していた木は事業区域なので切り倒してしまいます。ですから、その代替措置として実行可能な範囲内で、オオタカがすんでいた木と同じようなものを探します、今回は、それを探し当てましたので、まずはその周辺環境を保全することを今回の保全措置としたい、というシナリオに今回の事後調査等はなっているところです。

遠井委員 ミティゲーションは非常に不確定だということをおっしゃいましたけれども、先ほどから議論がありますように、ミティゲーションの評価の方法や対照実験を必ず入れましょうということに関しては、何か合意されていることはあるのでしょうか。そのミティゲーションになるかどうかという評価の方法ですね。

事務局（伊東） 技術指針にはその評価手法はありません。技術指針は、いくつか例示しているものの、完全に細かく評価手法としてこういうのをやりましょうというよりは、現在ある知見の中での予測式を使いなさい、評価法を使いなさいということであります。例えば、先ほどミティゲーション、代償措置をしたときにコントロール地を置いて対比する方法や、また違う方法があった場合には、そういう最新の知見の中で照らし合わせながら事業者が実行可能な範囲ということで、具体的な手法までは技術指針では書き込んでおりません。

遠井委員 ベスト・プラクティス（最良の実行）ではなく、実行可能な範囲ということで最善のものを選びなさいということですね。

事務局（伊東） 実行可能な範囲という定義も、最新技術を用いなさいと、電化製品のトップランナー方式のようなものではなくて、最新技術もあるのでしょうけれども、経済概念も含めた上で事業者が採択し得る上での実行可能な範囲ということで押さえております。

山舗会長 よろしいでしょうか。

吉田委員、何かございませんか。

吉田委員 平成21年度の報告書については、こういう形で大分理解させていただきました。それで、せっかくいらっしゃっているので、平成22年度の景観というものがあつたので、それについても聞いていいですか。それとも今回は余りふさわしくないですか。

山舗会長 今年度の景観というところでされようとしている内容を、もしよろしければご紹介いただきたいということですね。

どうでしょうか。

吉田委員 お聞きしたいと思っているのですが、景観があつて、滝野すずらん丘陵公園からの眺望ということで書かれているのです。

一つの疑問は、なぜ景観という項目がこの中に入っているのかということです。具体的にこうして眺望を考えています。これをお気になさっているということで、いいことだと思つのですが、なぜこの項目が入つたのかということです。

それからもう一つは、平成22年度へ延期と書いてあるので、ことしに調査をされて、来年に報告されるということなので、なぜ延期されたのかという単純な疑問について、教えていただければありがたいと思っております。

事務局（伊東） 事務局からお答えいたします。

まず、資料2-2の表面の表の下から2段目に景観があります。皆様方の資料ですと、平成23年、24年に丸が二つついているかと思えます。と申しますのは、資料で平成20年のところに米印4があって、H22へ延期と書いております。これは、平成20年のときにはH22に延期でしたけれども、現状では、H23への延期になっております。ですから、来年への延期になろうかと思えます。

そして、延期の理由でございますが、土地の改変工事が終わった後に景観について実際にどういうふうになっているのかを調査しようというスタンスでございましたので、工事が延期したことに伴いまして、工事後の景観を把握できるのは平成23年ということでの延期になっております。

あわせて、もう一つご疑問だったところですが、なぜ事後調査に景観という項目が入っているのかというお話でございます。

当時の準備書等の審議につきましては、私も同席していませんが、基本的には景観につきましては、予測の段階でモニタージュなりシミュレーションをかけて、この部分の木が切り倒されて、こんな更地になります、こういう建物が建ちますというモニタージュをやります。それで、滝野すずらん丘陵公園の展望台という眺望点からのモニタージュをかけてみるということで、一般論で言いますと、その辺のシミュレーションで大体はアセスが終わるのかなと、事後調査にかかわらないのが一般論なのかなと思っております。

当時の審議会の中では、実際に工事が終了して、この事業が完了し、供用した後にどういう状況になったかの把握も必要であろうというご意見がありまして事後調査項目に加わったと理解しております。ただ、一般論として、そこに予測の不確実性が生じるかどうかというところでございます。予測の不確実性がないのであれば、多分、事後調査の項目にははまらないのだろうと思っております。

山舗会長 ありがとうございます。

大体よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

山舗会長 それでは、時間も4時半を過ぎてしまいました。特にございませんようでしたら、本日の審議はここまでとさせていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

最後に、事務局から何か連絡事項はありましたら、よろしくお願いいいたします。

事務局（大江） 本日は、長時間、熱心なご議論を本当にありがとうございました。

事務局から若干ご連絡をしたいと思えますが、今後の審議の予定でございます。

先ほど、国のアセス法案の審議の状況をお話ししましたけれども、不透明な状況ではあ

りますが、継続審議になりましたので、今後の国の法案の審議状況を見ながら、改めて札幌市の条例改正のあり方についてご審議をお願いしたいと思っております。

それから、具体的に審査案件についてですけれども、かねてから、ことしの夏ごろには方法書が提出されるのではないかというふうにお話ししておりました北1西1街区再開発事業、いわゆる創世1.1.1区(さんく)と呼ばれている事業で、大規模建築物の案件がございました。今のところ、提出の時期がまた未定という状況でございますので、ことしの夏ごろではなく、まだ先の話になるのかなと思ってございます。

いずれにしましても、具体的な日程の調整ができましたら、改めてご案内をさせていただきたいと思っております。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

山舗会長 ありがとうございます。

それでは、本日の私の役目はここまででございますので、事務局にお返しいたします。

4. 閉 会

事務局(大江) 山舗会長、佐藤副会長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、平成22年度第1回環境影響評価審議会を閉会させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上